

山貨災防発第10号
令和5年5月17日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤 貞二
(公印省略)

山形労働局第14次労働災害防止計画のリーフレットの送付について

労働災害防止活動につきましては、日頃よりご努力を頂き御礼申し上げます。
さて、山形労働局より第14次労働災害防止計画についてのリーフレット作成のお知らせがありました。

山形労働局においては、厚生労働省が策定した第14次労働災害防止計画をもとに、山形県内の労働者の安全と健康に関する課題を踏まえながら一人の被災者を出さないという基本理念の実現に向け、関係者が目指すべき目標や重点事項を策定されたものです。

つきましては、今般の労働災害防止計画の要旨をまとめたリーフレットですので、各事業所において周知、取り組みをいただきますようお願いいたします。

以 上

山形労働局第14次労働災害防止計画

(2023年度から2027年度までの5か年間)

山形労働局は、国が定めた労働災害防止計画(第14次)をもとに、山形県内の労働者の安全と健康に関する課題を踏まえ、当局が重点的に取り組む事項を定めた「山形労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。

一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会を目指します。



計画の目標 (新型コロナ関連を除く)

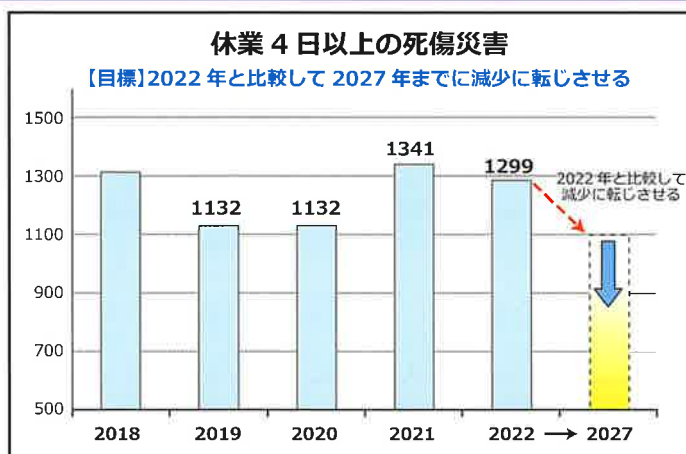
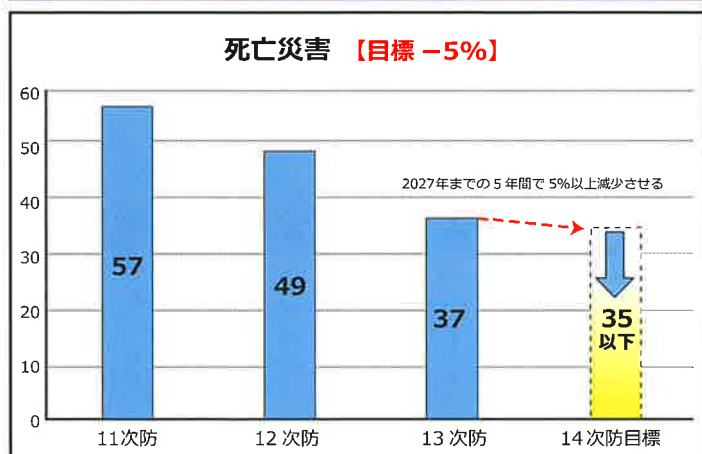
〈死亡災害〉

2018年から2022年の5年間と比較して、2023年から2027年の5年間において5%以上減少させる。

〈死傷災害〉

2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

山形労働局第14次労働災害防止計画の災害減少目標



○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

山形労働局第 14 次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
 ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・建設業の死亡者数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・林業の死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の削減に向けて取り組み、2023年から2027年の期間、各年とも死亡災害ゼロを目指す。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
 ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年の5年間と比較して、2023年から2027年の5年間で5%以上減少させる。

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握・活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率[※]を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させ、全国平均の増加率以下とする。

※当計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを示す。



上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、新型コロナ関連のものを除き、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2018年から2022年の5年間と比較して、2023年から2027年の5年間において5%以上減少する
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる

「アウトプット指標」とは～

計画の重点事項の取組の成果として労働者の協力のもと事業者において達成を目指す事項であり、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱うものです。

「アウトカム指標」とは～

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項であり、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱うものです。

※なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は従来のように単にその数値の達成状況のみの数値比較をして評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証するものであり、アウトプット指標及びアウトカム指標の数値目標は今後見直すこともあり得るものです。

山形労働局第14次労働災害防止計画 計画の重点対策

計画の重点対策

①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

- ・事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むようにするため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材の確保・育成の観点からプラスになることも積極的に周知啓発する。
- ・県内企業の安全意識の高揚と自主的安全衛生活動の促進を図るため、「やまがたゼロ災運動(仮称)」や「冬の労災をなくそう運動」、産業現場に対する労働局長の安全パトロール等を実施するとともに、県内の労働基準関係団体や労働災害防止団体等が主催する「山形県産業安全衛生大会」への支援を行う。

②労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動に起因する「行動災害」の防止対策を推進するため、管内のリーディングカンパニー等を構成員としたSAFE協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図る。

③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高年齢労働者が安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図る。

④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者が容易に理解できる視覚教材の使用などによる効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進するとともに、障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知し、障害のある労働者の安全衛生対策を促進する。

⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人など労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者にも義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されたため、事業場に対して指導、周知を図る。

⑥業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業について、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導、周知を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知し、取組の促進を図る。
- ・建設業について、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導、周知を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。
- ・製造業について、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。
- ・林業について、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、労働災害防止対策の促進を図る。

⑦労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

- ・長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度を始めとするメンタルヘルス対策など労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、メンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知する。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づく健康保持増進の取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引を周知する。

イ 産業保健活動の推進

- ・中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、山形産業保健総合支援センターが行う産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、(独)労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用奨励を行う。
- ・治療と仕事の両立支援に関する取組を促進するため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、局に設置している「山形県地域両立支援推進チーム」において策定したアクションプランに基づき、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。
- ・主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を確保するため、(独)労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の円滑な施行のため、引き続き周知を図るとともに、SDS(安全データシート)等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう、丁寧な指導を行う。
- ・労働者の化学物質のばく露防止のためには、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を行う。
- ・建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、リフォーム等も含む発注者への制度の周知を図る。
- ・建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行う。

【注】死傷年千人率 ⇒ 労働者 1000人当たりの年間の死傷者数

(※死傷年千人率：年間死傷者数 / 年平均労働者数 × 1000)

(例) 2017年に母集団1000人の業種が、2022年に1500人に増加し、
同じく死傷者数が10人から12人に増加した場合

2017年の死傷年千人率は → $10/1000 \times 1000 = 10.0$ (人)

2022年の死傷年千人率は → $12/1500 \times 1000 = 8.0$ (人)

年千人率での評価 ⇒ 10.0(人) ⇒ 8.0(人)に減少 -20.0%の減少

死傷人数での評価 ⇒ 10人 ⇒ 12人に増加 +20.0%の増加

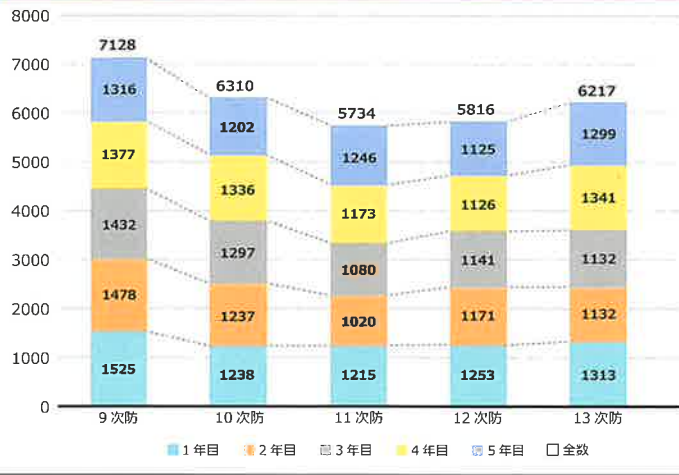
(※死傷年千人率は、労働者数の増減要素を排除する評価方式です。)

(参考)特定業種別の死傷年千人率 (労働者1000人当たりの年間死傷者数)

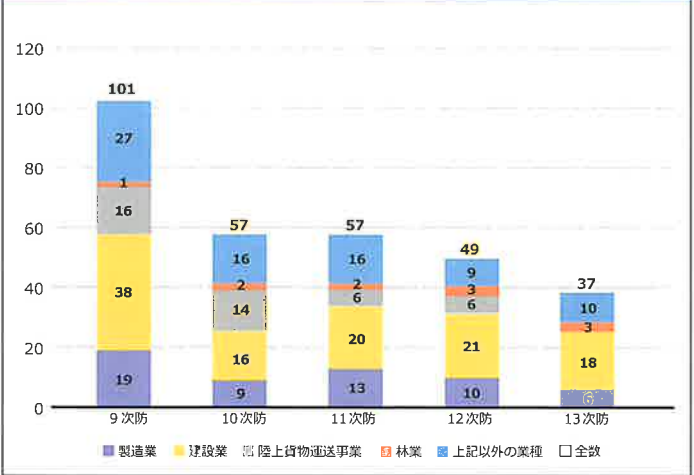
| | 2017年(A) | 目標値(A×0.95) |
|----------|----------|-------------|
| 陸上貨物運送事業 | 7.76(人) | 7.37(人) |
| 小売業 | 2.32(人) | 2.20(人) |
| 社会福祉施設 | 3.07(人) | 2.92(人) |
| 飲食店 | 1.57(人) | 1.49(人) |

(注) 2017年(A)の値は、2017年の業種毎の死傷者数と26センサをもとに厚生労働省が再集計した労働者数により算出

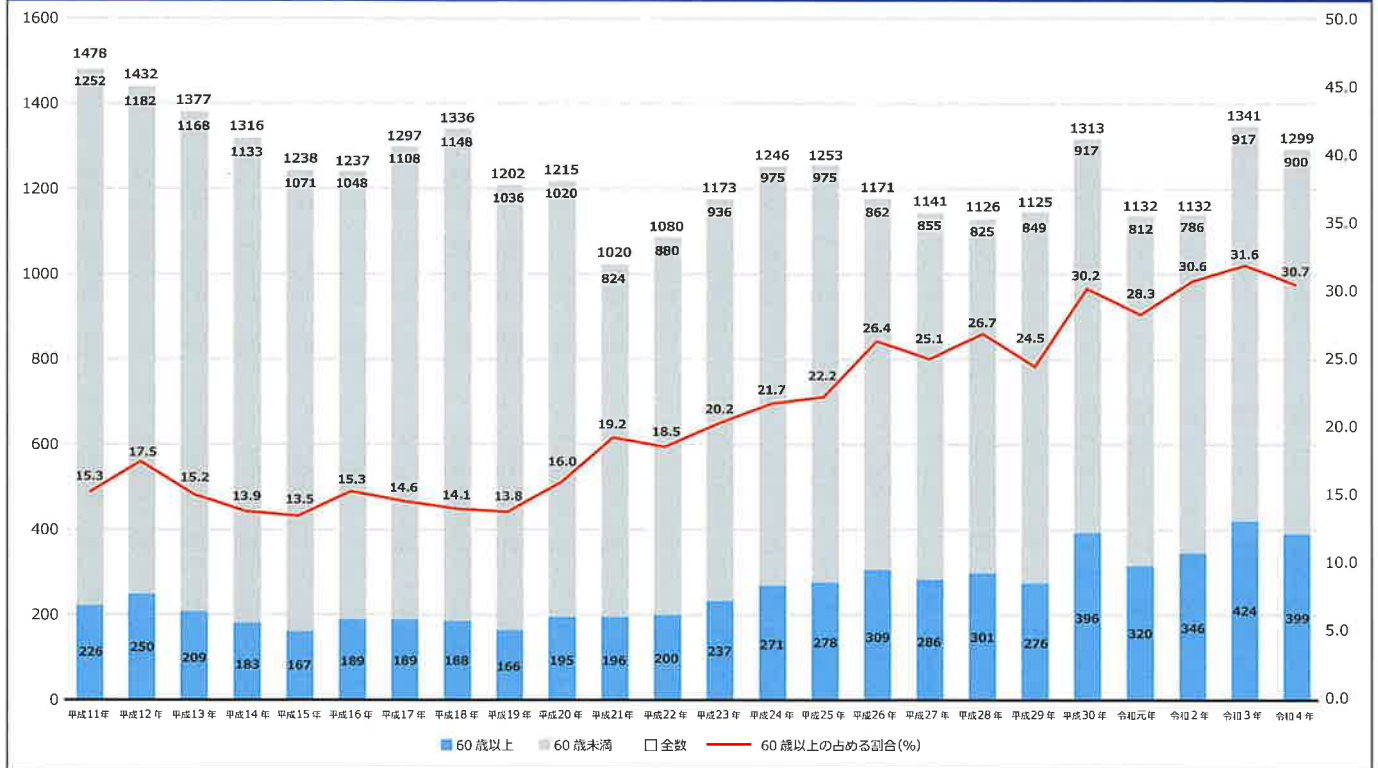
9次防～13次防死傷者数の推移（新型コロナ除く）



9次防～13次防業種別死亡者数の推移（新型コロナ除く）



労働災害による死傷者数 全年齢に占める60歳以上の割合(新型コロナ除く)



脳・心臓疾患及び精神障害による労災保険支給決定件数

| 山形 | 脳・心臓疾患 | 支給決定件数 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------|--------|-----------|--------|-------|------|------|------|
| | | | うち死亡件数 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| 精神障害 | 支給決定件数 | うち自殺件数 | 4 | 6 | 9 | 9 | 5 |
| | | | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 支給決定件数合計 | 支給決定件数 | うち死亡・自殺件数 | 6 | 6 | 12 | 9 | 6 |
| | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |

| 全国 | 脳・心臓疾患 | 支給決定件数 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------|--------|-----------|--------|-------|------|------|------|
| | | | うち死亡件数 | 92 | 82 | 86 | 67 |
| 精神障害 | 支給決定件数 | うち自殺件数 | 506 | 465 | 509 | 608 | 629 |
| | | | 98 | 78 | 88 | 81 | 79 |
| 支給決定件数合計 | 支給決定件数 | うち死亡・自殺件数 | 759 | 703 | 725 | 802 | 801 |
| | | | 190 | 160 | 174 | 148 | 136 |

問い合わせ先

山形労働局労働基準部健康安全課 TEL 023-624-8223
 山形労働基準監督署安全衛生課 TEL 023-608-5256
 庄内労働基準監督署安全衛生課 TEL 0235-41-2674
 米沢労働基準監督署 TEL 0238-23-7120
 新庄労働基準監督署 TEL 0233-22-0227
 村山労働基準監督署 TEL 0237-55-2815

山形労働局 検索